

2006. 8. 24

「貸金業制度等に関する懇談会」提出資料

日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部

本部長代行 弁護士 宇都宮 健児

1、「少額・短期の特例」について

- 特例の必要性の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- セーフティネットとしての貸付制度・・・・・・・・ 3
- 生活福祉資金貸付制度について・・・・・・・・ 4～7
- 多重債務相談体制の充実を・・・・・・・・・・・・ 8

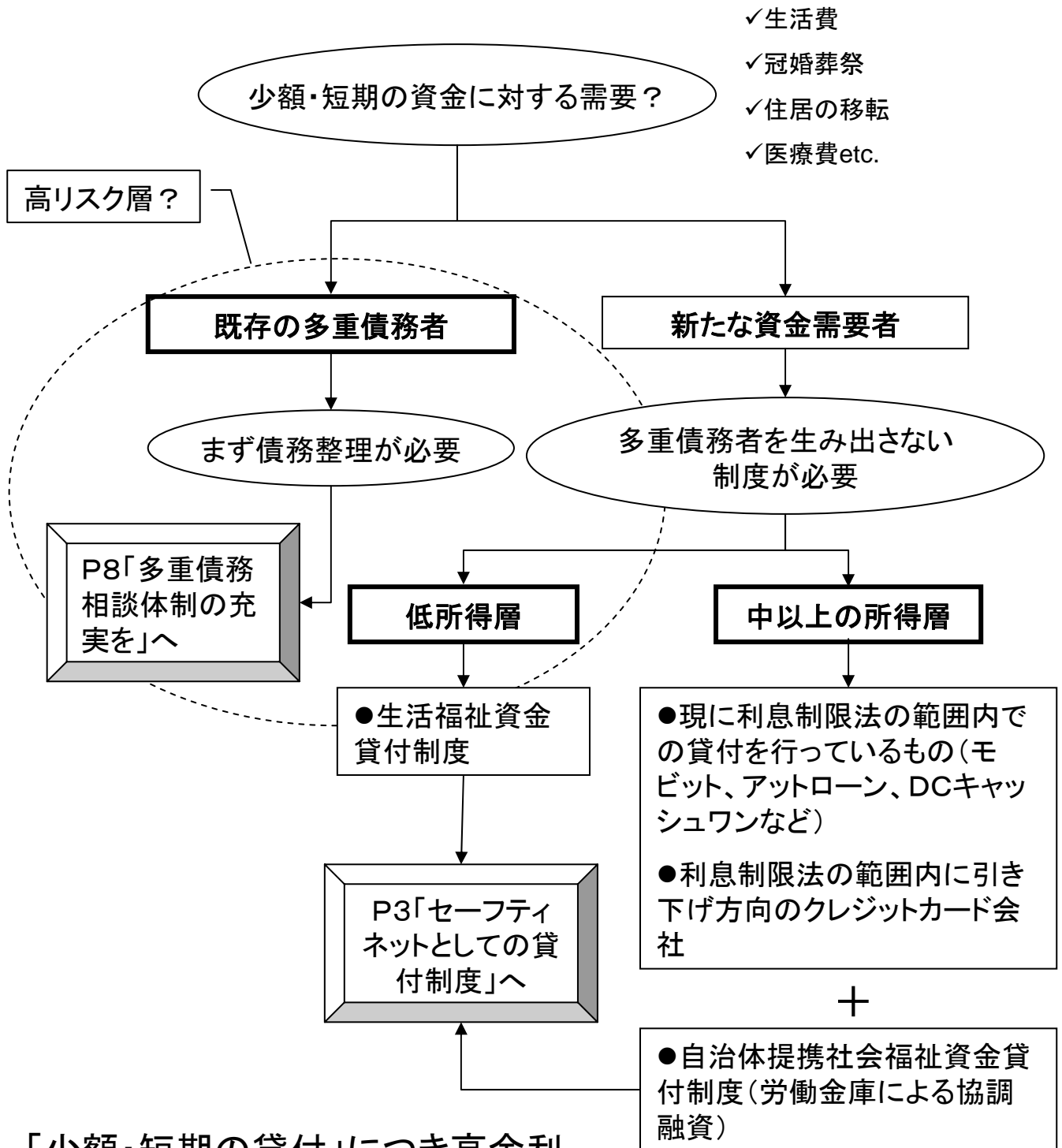
2、保証料等に対する規制について

- 保証料等に関する規制について・・・・・・・・・・ 9

3、みなし弁済規定について

- みなし弁済規定について・・・・・・・・・・・・・・ 9

●特例の必要性の検討



「少額・短期の貸付」につき高金利を容認する特例を設ける必要性は乏しい

多重債務者をださないためのセーフティネットとしての貸付制度

民間金融機関など

**自治体提携社会福祉資金貸付制度
(労働金庫による協調融資)**

対象 中小企業勤務 1年以上 (一部例外有り)
 年収 税込約150万円以上
 基本 保証人なし (日本労働者信用基金協会で保証)

メニュー	貸付限度額	金利
生活資金	200万円	2.44%
教育資金	300万円	1.74%
生活資金	100万円	1.20%
緊急生活資金	20～30万	1.75%

(宮城県勤労者融資制度ご案内から)

2004.4.6 実績 全都道府県 36,560件 残高92.2億円
 2004 新規 4,523件 111億円 (中央労働金庫調べ)
 ※その他、市と労働金庫の共同融資制度もある。

セーフティネットとしての貸付制度

**生活福祉資金貸付制度
(社会福祉協議会)**

対象・年収 市町民税非課税、生活保護基準1.7倍以下の所得
 基本 保証人有 (⑧は保証人なし)

メニュー

- ①更生資金 ②福祉資金 ③住宅資金 ④修学資金
- ⑤療養・介護資金 ⑥災害援護資金 ⑦長期生活支援資金
- ⑧緊急小口資金 (2003年スタート)

(宮城、栃木など10府県で実施していない。)

5万円、利息3% 保証人なし

2004年実績 4億円 4,520件 期日内償還 88.9%
 平均必要日数 4.94日 (最短2日、最長10日)

実施していないところでも府県独自で「生活安定資金」(宮城 5万円まで 無利息)
 小口生活資金としての貸付制度有。実施していないところでも、府県独自で小口生活資金としての貸付制度がある。

大阪府での小口生活資金貸付では10万円まで (単身世帯 5万円以内)
 据置期間経過後20ヶ月以内 (据置期間2ヶ月以内)
 無利子 原則連帯保証人不要 (大阪府社会福祉協議会 HP から)

⑨離職者支援資金(2003年スタート)

2004 新規 15,406件 106億円
 (原資保有額 1,135億円 貸付残高 846億円、離職者支援分964億円貸付残高137億円)

セーフティネット

生活保護 H17年度 2兆6,045億

生活福祉資金貸付制度について

(セーフティネット支援対策等事業費補助金の「地域福祉増進事業」にて実施)

1 趣 旨

生活福祉資金の貸付けは、低所得世帯等に対して、経済的自立、生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を確保することを目的としているものであり、昭和30年より47の都道府県社会福祉協議会において実施している。

2 事業内容

本資金は制度創設以来、時代の福祉的課題に対応できるよう資金種類の見直し等を行ってきたところ。現在、この貸付資金の種類としては、①更生資金、②福祉資金、③住宅資金、④修学資金、⑤療養・介護等資金、⑥緊急小口資金、⑦災害援護資金、⑧離職者支援資金、⑨長期生活支援資金の9種類のもがあり、資金の種類に応じて低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯を貸付対象として運営されている。

【最近の主な改正等】

- 1 平成13年度、失業者世帯に対し、生計中心者の再就職までの間の生活資金を貸し付ける「離職者支援資金」を創設。
- 2 平成14年度、低所得の高齢者世帯に対し居住用不動産を担保に生活資金を貸し付ける「長期生活支援資金」及び、低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に応えるため「緊急小口資金」を創設。
- 3 さらに活用しやすい制度となるよう、平成16年度に資金種類の整理・統合、貸付手続きの簡素化等の改正を実施。
- 4 平成17年度障害者自立支援法への対応及び離職者支援資金の適正な貸付けに資するための見直しを実施。

3 予 算

○ 貸付原資は、国及び都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、貸付け及び償還等は民生委員の協力を得て、市区町村社会福祉協議会が行っている。

○ 貸付事務費は、貸付金利子3%のうち2%を充当するとともに、生活福祉資金貸付事業推進費を国庫補助している。

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17、18年度	補助率
生活福祉資金貸付事業費	千円 1,301,872	千円 881,559	千円 セーフティネット 支援対策等事業費 補助金に統合	
生活福祉資金貸付金	361,000	0		2 / 3
生活福祉資金貸付事業推進費	940,872	881,559	13,597,467、15,000,000 の内数	1 / 2

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

【創設年度】

昭和30年度

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得者世帯 ……必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

障害者世帯 ……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

高齢者世帯 ……日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯 ……生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金(生業費、技能習得費)、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金

【貸付金利率】

年3%

- ①修学資金、療養・介護等資金は無利子
- ②長期生活支援資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

【貸付状況】(平成16年度末現在)

○一般分

- ・貸付原資 : 1,135億円
- ・貸付中件数 : 15.9万件
- ・貸付中金額 : 846億円

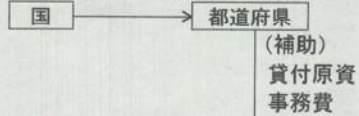
○離職者支援資金分

- ・貸付原資 : 964億円
- ・貸付中件数 : 1.1万件
- ・貸付中金額 : 137億円

貸付手続き等の流れ

○補助金の流れ

(補助)貸付原資2/3、事務費1/2



○貸付手続きの流れ

都道府県社会福祉協議会 (運営委員会)



生活福祉資金貸付条件等一覧【平成18年度】

資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
更生資金	低所得世帯又は障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
生業費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	(低所得世帯) 2,800千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
		(障害者世帯) 4,800千円以内	18月以内 ※3	9年以内	
技能習得費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	(低所得世帯) 1,100千円以内 ※1 (障害者世帯) 1,300千円以内 ※1	6月以内	8年以内	
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費(支度費) ・その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費	500千円以内	6月以内 ※3	3年以内	年3%
障害者等福祉用具購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費	1,200千円以内		6年以内	
障害者自動車購入費	・障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000千円以内		10年以内	
中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円以内			
住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費として貸し付ける資金	2,500千円以内	6月以内 ※3	7年以内	年3%
修学資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
修学費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35千円以内 (高専)月60千円以内 (短大)月60千円以内 (大学)月65千円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円以内			
療養・介護等資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
療養費	・低所得世帯に属する者及び高齢者が負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費(当該療養の期間は原則として1年以内の場合とする。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700千円以内 ※2	6月以内	5年以内	無利子
介護等費	・低所得世帯に属する者、障害者及び高齢者が介護サービスを受けるのに必要な経費(当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。)及びその介護サービス、障害者サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経費				
緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の遅延、紛失 ・年金、保険、公的給付等の支給開始まで ・火災等被災	50千円以内	2月以内	4月以内	年3%
災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	1,500千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
離職者支援資金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸し付ける資金	・月200千円以内 (勤労者：月100千円以内) ・貸付期間： 12月以内	12月以内	7年以内	年3%
長期生活支援資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月300千円以内 ・貸付期間：※4	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率

- ※1 法令等において知識・技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150千円以内。
- ※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。
- ※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金が貸付限度額に達するまでの期間。

資金種類別の貸付決定状況

	平成15年度	平成16年度	伸び率
更生資金	5.7億円(547件)	7.0億円(524件)	79.4% (70.2%)
身体障害者更生資金	3.1億円(199件)	-----	※16' 更生資金 / (15' 更生資金 + 15' 身障更生資金)
生活資金	0.06億円(12件)	-----	-----
福祉資金	11.0億円(1,453件)	10.3億円(1,362件)	93.7% (93.7%)
住宅資金	5.1億円(364件)	4.1億円(296件)	79.3% (81.3%)
修学資金	67.7億円(8,758件)	65.0億円(7,641件)	96.0% (87.2%)
療養・介護資金	5.1億円(863件)	4.5億円(639件)	88.3%(74.0%)
緊急小口資金	1.0億円(2,008件)	4.0億円(4,520件)	225.1%(406.4%)
災害援護資金	0.5億円(50件)	2.0億円(198件)	398.5%(396.0%)
離職者支援資金	70.3億円(4,738件)	40.3億円(2,636件)	57.3%(55.6%)
長期生活支援資金	25.9億円(136件)	24.3億円(139件)	94.1%(102.2%)
合 計	195.5億円 (19,128件)	161.5億円 (17,955件)	82.6% (93.9%)

地域福祉課調べ

広報

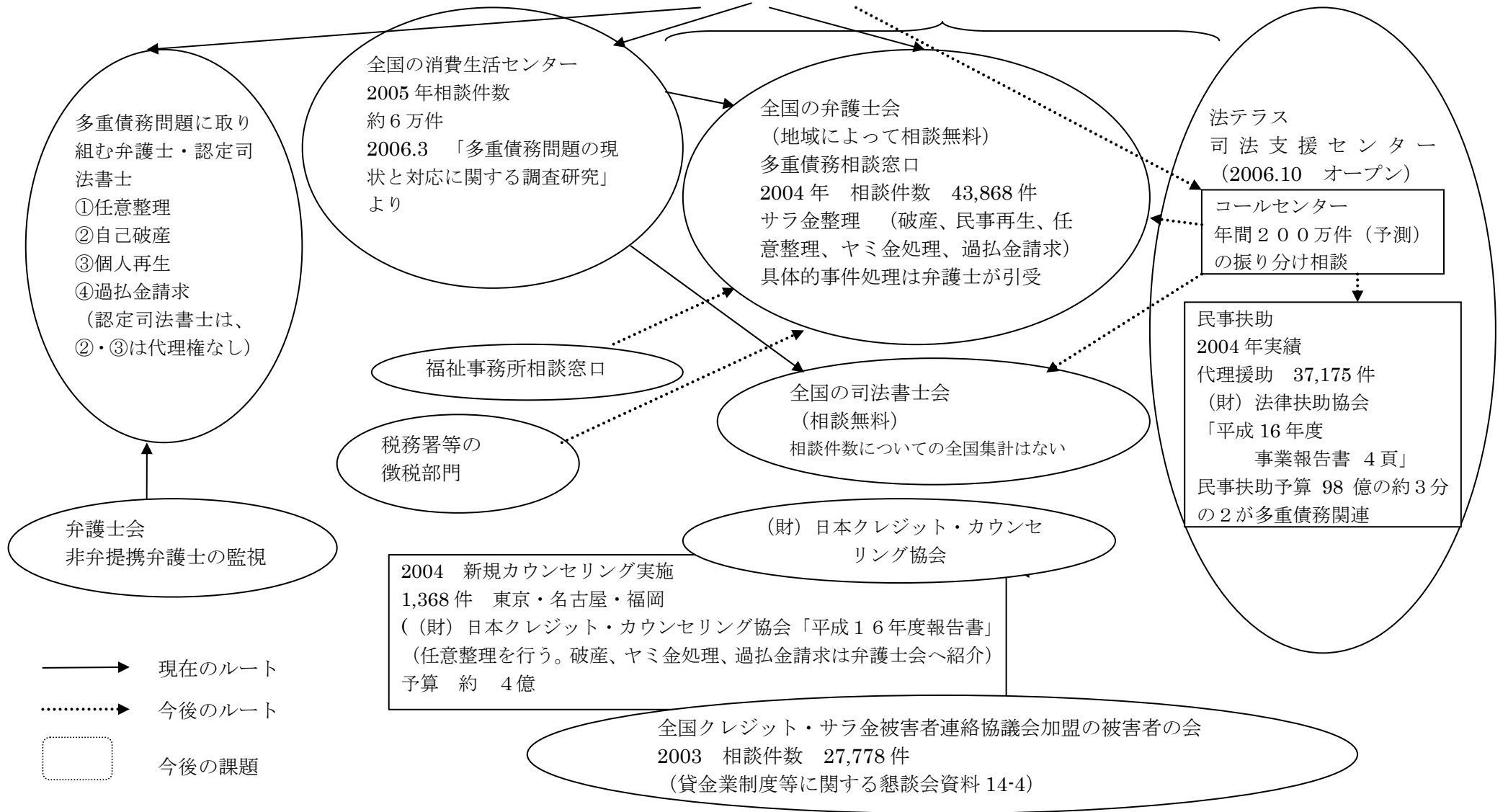
地方自治体が広報紙で多重債務問題の特集したり、相談機関を広報する必要がある。政府広報の充実

多重債務相談体制の充実を (ヤミ金被害を出さないために)

広告

広告の中にカウンセリング機関の表示
(与党「基本的考え方」)
例えば法テラスコールセンターの表示

多重債務者 200万人以上



●保証料等に関する規制について

金銭消費貸借契約に関し、借主が貸主又は第三者に対して支払う元本及び利息以外の金銭は、保証料、媒介手数料、その他名義の如何を問わず、貸主が保証料等が支払われていることを認識している場合には、その全てを利息の支払とみなす(ただし、貸付に関して保証料等が支払われた場合には、貸主が保証料等が支払われていることを認識しているものと推定する)旨の規定を設けるべきである。

✓親族・友人間で情宜的にやりとりされる「保証人に立ってもらったことに対するお礼」の金額等を貸金業者がたまたま認識するという可能性は現実には乏しく、処罰範囲を不当に拡張することにはならないものと考える

✓「貸付けの条件として保証料が支払われた場合」に限定すると、潜脱が極めて容易になってしまう

✓少なくとも、「業として金銭の貸借の保証、媒介、仲介、紹介をなす者が受領する金銭は、保証料・媒介手数料・仲介料・紹介料その他名義の如何にかかわらず利息とみなす」ものとすべきである(前記「親族間等のお礼」は確実に適用外となる)。

●みなし弁済規定について

みなし弁済規定は直ちに廃止すべきである

✓みなし弁済規定を廃止することは確実な合意点であって、特例や経過措置にかこつけてこれを存続させることはできない。